

地方独立行政法人神奈川県立病院機構第二期中期計画 新旧対照表

変更後		現行																			
(略)		(略)																			
<b>第7 料金に関する事項</b> 1 診療料等 (略) (1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合		<b>第7 料金に関する事項</b> 1 診療料等 (略) (1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>非紹介患者の初診</td> <td>1件につき5,000円を超えない 範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>紹介済患者の再診</td> <td>1件につき2,500円を超えない 範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		種別	金額	(略)	(略)	非紹介患者の初診	1件につき5,000円を超えない 範囲内で理事長が定める額	紹介済患者の再診	1件につき2,500円を超えない 範囲内で理事長が定める額	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>非紹介患者の初診</td> <td>1件につき4,000円を超えない 範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		種別	金額	(略)	(略)	非紹介患者の初診	1件につき4,000円を超えない 範囲内で理事長が定める額	(略)	(略)
種別	金額																				
(略)	(略)																				
非紹介患者の初診	1件につき5,000円を超えない 範囲内で理事長が定める額																				
紹介済患者の再診	1件につき2,500円を超えない 範囲内で理事長が定める額																				
(略)	(略)																				
種別	金額																				
(略)	(略)																				
非紹介患者の初診	1件につき4,000円を超えない 範囲内で理事長が定める額																				
(略)	(略)																				
(略)		(略)																			

1 変更の理由・内容

平成30年度診療報酬改定において、平成30年厚生労働省令第20号「保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の一部を改正する省令」により、選定療養の措置を講ずる地域医療支援病院の基準が変更されたことでこども医療センターが対象となるため、中期計画の一部を変更する必要性が生じたことから、所要の改正を行う。

2 変更期日

平成30年10月1日